

令和7年4月1日より前に着工している 盛土等については届出が必要です

- 茨城県では令和7年4月1日に、県内全域（水戸市を除く）を宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の規制区域に指定する予定です。
- 規制区域の指定日より前に着工された工事については、令和7年4月1日から同年4月22日まで盛土に関する届出の提出が必要となります。

届出対象工事

		規模A		規模B	
土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※1を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 5m超 の 崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く）
	イメージ図				
土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの		⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	
	イメージ図				

※1 崖とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

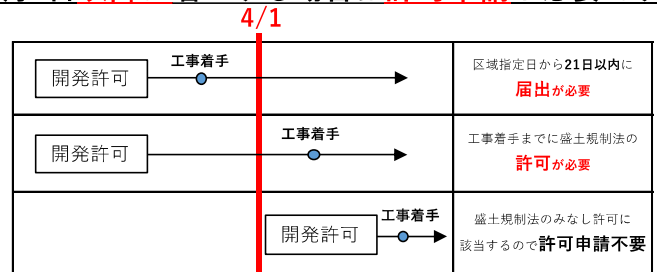
※2 形質変更や土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が30cm以下の場合は規制対象外となります。

提出書類

- **規模A** に該当する場合
 - … 1.届出書
 - 2.届出地及びその周辺の写真
 - 3.委任状等（代理人が届出をする場合）
- **規模B** に該当する場合
 - …上記の1～3の書類のほか、
 - 4.位置図
 - 5.地形図
 - 6.平面図
- **規模A 規模B** に該当しない場合
 - …盛土規制法に基づく届出は不要です。

注意点

4月1日以降に着工する場合は許可申請が必要です。



- ・工事着手とは土地の形質変更または土石の堆積が最初に行われた時点を指します。
- ・区域指定日以降に開発許可を受けた工事は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされるため許可申請は不要となります。
- ・届出をしなかった場合、または虚偽の届出をした場合には罰則が科される恐れがあります。

提出先

市町村を經由して県（所管の県民センター建築指導課又は県央建築指導室）に提出となります。

※開発許可を受けている案件についても県に提出となります。

届出申請に関する手続きの詳細は、茨城県のホームページをご覧ください。

（受理された届出に関する情報は、県のホームページ上で公表されます。）

茨城県 盛土規制法 🔍 検索

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/moridokisei/moridokiseihou.html>

茨城県 土木部都市局 建築指導課 宅地グループ
電話 029-301-4732